

# 平成27年度入園(所)児童の状況 スケジュール等

OH27幼稚園・保育所入所予定

( 4月1日見込受託児除く )

平成27年2月1日時点

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	H26. 4月時点
大宇陀こども園	保育	3	9	13	19	15	16	75	83
	教育				23	19	36	78	86
室生こども園	保育	1	3	3	7	8	9	31	37
	教育				7	5	16	28	31
榛原幼稚園	教育				21	34	22	77	86
榛原東幼稚園	教育				28	29	27	84	86
榛原西幼稚園	教育				6	6	9	21	31
菟田野保育所	保育	1	2	11	4	7	4	29	33
榛原北保育園	保育	3	10	9	11	15	14	62	72
しらゆり保育園	保育	5	28	25	23	11	22	114	96
市外保育所	保育	0	2	1	4	0	1	8	6
合計	保育	13	54	62	68	56	66	319	327
	教育				85	93	110	288	320

○H27幼稚園・保育所入所予定

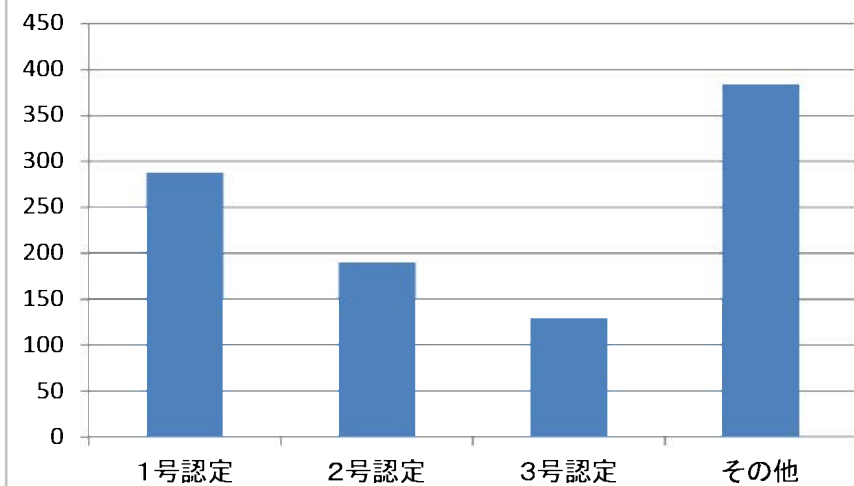
	H27入園所児童数(4月)	割合
1号認定	288	29%
2号認定	190	19%
3号認定	129	13%
その他	384	39%
合計	991	

○H26幼稚園・保育所4月入園(所)児童数

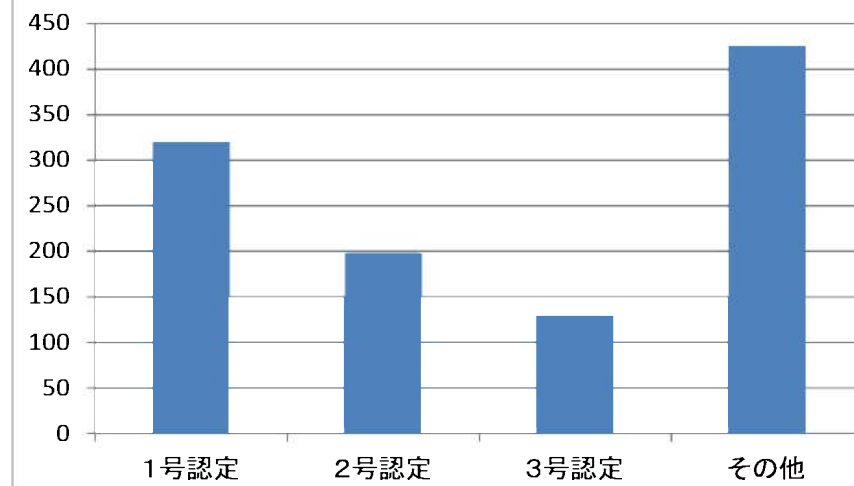
(H27. 2. 1時点)

	H26入園所児童数(4月)	割合
1号認定	320	30%
2号認定	198	18%
3号認定	129	12%
その他	426	40%
合計	1073	

H27入園所児童数(4月)



H26入園所児童数(4月)





# 平成27年4月1日施行の子ども・子育て新制度にむけて宇陀市が制定する条例

制 定 条 例		
1	<b>宇陀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例</b>  (宇陀市の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるもので、この条例で定める基準は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すもので、特定教育・保育及び特定地域型保育事業者は当該基準を遵守する必要があります。)	9月26日 議決
2	<b>宇陀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</b>  (従来の認可保育所(利用定員20人以上)の枠組みに加え、家庭的保育事業(5人以下)、小規模保育事業(6人以上19人以下)、保育を必要な者の家庭で保育を行う居宅訪問型保育事業、事業所内保育所を事業所の子どもに限らず地域の子どもに開放した事業の4つの類型につき、新たな市認可事業として設けられることになり、その基準を定める条例です。)	9月26日 議決
3	<b>宇陀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。</b>  (児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣等を図り、児童の健全な育成を図るために必要な基準を定めます。)	9月26日 議決
4	<b>宇陀市立こども園条例</b>  (新たな認定子ども園法による認定こども園を設置する。大宇陀こども園、室生こども園)	9月26日 議決
5	<b>宇陀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例</b>  (特定教育。保育施設等を利用した場合の利用者負担額を定める条例です。(幼稚園・保育所保育料等))	3月議会 提案
6	<b>宇陀市病後児保育の実施に関する条例</b>  (大宇陀こども園内において、病後児保育の実施に関する条例です。)	3月議会 提案

◆上記条例以外にも、新制度施行準備として、規則等の制定も行います。